

○佐藤参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第1回「こども家庭審議会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会長選出までの間、進行を務めさせていただきます、こども家庭庁長官官房参事官の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日御参集いただきました委員の皆様の御紹介につきましては、誠に恐縮ではございますが、お手元にお配りしております委員名簿をもって代えさせていただきます。

続きまして、政府側の出席者を紹介いたします。

こども家庭庁長官の渡辺でございます。

官房長の小宮でございます。

成育局長の藤原でございます。

官房審議官の浅野でございます。

同じく官房審議官の黒瀬でございます。

同じく官房審議官の野村でございます。

支援局長の吉住が国会対応で欠席をさせていただいております。

それでは、会長の選出に移ります。

こども家庭審議会令第4条第1項におきまして、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」こととされております。

会長について、どなたか御推薦はございますでしょうか。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 ぜひ秋田先生にお願いできればなと思っております。いかがでしょうか。

○佐藤参事官 ありがとうございます。

ただいま秋田委員を推薦する御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○佐藤参事官 ありがとうございます。

それでは、秋田委員におかれましては、会長席に移っていただき、この後の議事進行をお願いできればと存じます。

（秋田委員、会長席に移動）

○秋田会長 それでは、ただいま会長を仰せつかりました秋田でございます。

こどもまんなか社会、こどもや若者の最善の利益のために、こどもや若者、子育ての当事者の視点に立った調査や審議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、会長代理の指名を行いたいと思います。

こども家庭審議会令第4条第3項におきまして、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」こととされております。

五十嵐委員を会長代理に指名させていただきますので、五十嵐委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐委員 成育医療研究センターの五十嵐です。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

続きまして、審議会の運営規則についてお諮りいたします。

こども家庭審議会令第10条において、こども家庭審議会令に定めるもののほか、「議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」とされております。

事務局から案の御説明をお願いいたします。

○佐藤参事官 お手元の資料1を御覧ください。こども家庭審議会運営規則の案でございます。

まず、第1条でありますけれども、こども家庭審議会は会長が招集する。また、その場合にはあらかじめ期日、場所、議題等を委員の皆様へに通知するということを書いております。

第2条は諮問の付議でありまして、会長は、内閣総理大臣、関係各大臣または長官の指示を受けたときには、当該諮問を分科会または部会に付議することができるという規定でございます。

第3条は会議の公開等でございます。審議会の会議は公開とします。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、会議を非公開とすることができるなどを定めています。

第4条は議事録に関する規定でございます。審議会における議事につきましては、議事録として、会議の日時、場所、出席した委員、臨時委員、専門委員の氏名、議事となった事項について記載をするものとするなどといったこと、また議事録や配付資料に関しては公開するといったことについて規定をしております。

第5条に関しましては委員会の設置でございます。分科会長または部会長が必要があると認めるときには、その分科会や部会に諮って委員会を設置することができることでございます。

また、第6条に関しては、以上の規定につきまして、それぞれ分科会や部会に関しても準用するという規定でございます。

私のほうからの説明は以上です。

○秋田会長 御説明ありがとうございます。

それでは、運営規則につきまして御質問などがございましたら挙手をお願いいたします。

特に御質問等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、運営規則は案のとおりに決定させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、「3. 各部会の設置」でございます。

部会の設置についてお諮りをいたします。

こども家庭審議会令第6条第1項におきまして、「審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされております。

事務局からの案の御説明をお願いいたします。

○佐藤参事官 お手元の資料2-1「部会の設置について（案）」を御覧ください。

こども家庭審議会令第6条第1項に基づきまして、このこども家庭審議会の下に次に述べます部会を置き、またそのそれぞれの部会についての所掌事務などについて定めているものでございます。

まず表の一番上、基本政策部会であります。基本政策部会は、こども大綱の案の策定に向けた検討や、その大綱に基づく施策の実施状況の検証の評価、またこどもの意見の政策への反映に係る仕組みづくりや環境の整備、さらには児童の権利に関する条約に係る取組、その他こどもが自立して個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議を所掌事務とすると書いてございます。

続きまして、幼児期までのこどもの育ち部会でございます。この幼児期までのこどもの育ち部会につきましては、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定に関する調査審議、また保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議、その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等を担うこととしております。

続きまして、こどもの居場所部会です。こちらにつきましては、こどもの居場所づくりに関する指針、こちらも仮称でございますけれども、その指針に関する調査審議、また放課後児童施策や遊びのプログラム等に関する調査審議を担うとしております。

次のページに行きまして、科学技術部会です。科学技術部会は、生殖補助医療に関する事項及びNIPT等の出生前検査に関する調査審議、その他こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術研究に関する調査審議を担うとしております。

続きまして、社会的養育・家庭支援部会です。こちらは社会的養育に関する事項の調査審議、施設入所児童の権利擁護の向上等に関する調査審議、また児童ポルノ法に基づく施策に関する検証・評価等を担うとしてございます。

続きまして、児童虐待防止対策部会です。児童虐待防止対策に関する調査審議、児童虐待による死亡事例等の相対的な検証等、その他児童虐待防止対策全般に関する調査審議を担うとしてございます。

続きまして、障害児支援部会です。障害児支援に関する調査審議を担うと書いてございます。

最後に、こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会です。こどもの貧困対策に関する施策、またひとり親支援施策に関する事項の調査審議を担うと定めてございます。

それぞれ表の一番右側にありますのが、これらの部会の庶務を担当する課を列記してございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○秋田会長 御説明どうもありがとうございます。

それでは、御質問などがあれば挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、部会の設置につきましては、案のとおりに決定させていただきます。

各部会に属すべき委員等につきましては、こども家庭審議会令第6条第2項に基づき、私から資料2-2のとおり指名をさせていただきます。なお、各分科会に属すべき委員等については、こども家庭審議会令第5条第2項に基づき、内閣総理大臣から指名されております。

それでは、議事の「4. 内閣総理大臣からの諮問」ということで、次に、この審議会に対し、内閣総理大臣から、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について諮問がなされておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤参事官 お手元の資料3-1を御覧ください。内閣総理大臣からこども家庭審議会に対する諮問についてでございます。

こども家庭庁設置法第7条第1項に基づき、下記事項について諮問します。

【諮問第1号】今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等についてでございます。

【諮問理由】が別紙のとおりということで、2枚目を御覧ください。読み上げさせていただきます。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、以下のとおり、規定されております。

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。

こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。

政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施

策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。こども政策推進会議というのは、内閣総理大臣を長として全閣僚を構成メンバーとする閣僚会議でございます。このこども政策推進会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

これらを踏まえ、令和5年4月18日に開催されたこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成の進め方について、こどもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、こどもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、子育て支援、こども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進める必要があることから、こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣から、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会において、こどもや若者、子育て当事者の視点に立って、具体的な議論を進めることが決定されました。ついては、資料3-2につけておりますこども大綱の検討に向けた論点整理等がまとめられた「こども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書」を踏まえつつ、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について検討をお願いします。

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

その下の注1と注2に関しましては、時間の関係上、説明は省略をいたしますけれども、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」、どちらにつきましてもこれまでの背景や諮問の理由について記載をしております。

また、これらにつきましても、こども家庭庁創設を待たずに、内閣官房のこども家庭庁準備室の下で、それぞれ有識者の懇談会の報告、また調査研究の報告がまとめられておりました、それぞれ資料3-3、また3-4におつけをしてございます。

私のほうからの御説明は以上であります。

○秋田会長 御説明どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの内閣総理大臣からの諮問に関しまして、こども大綱の案の作成に向けた調査審議については、基本政策部会において、また就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針の作成に向けた調査審議については、幼児期までのこどもの育ち部会において、こどもの居場所づくりに関する指針の作成に向けた調査審議については、こどもの居場所部会においてそれぞれ進めていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、「5. 意見交換」にまいりたいと思います。

委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。

まず、五十嵐会長代理に御発言いただき、その後、私から名簿の順に指名をさせていただきますが、谷口委員につきましては、お時間の関係で五十嵐会長代理に続いて先に指名をさせていただきます。

恐れ入りますが、小倉大臣の日程等の都合上、お1人当たり1分以内で手短にお願いをいたします。

それでは、五十嵐会長代理、どうぞよろしくお願いいいたします。オンラインです。お願いいいたします。

○五十嵐委員 どうもありがとうございます。

メンバーに加えていただきまして、感謝申し上げます。

私は、社会保健・小児医療の立場から、こどもたちがバイオ・サイコ・ソーシャルに、健全に育成することの重要性をこの審議会に御理解いただき、さらに本当の意味で子育てをする方たちが子育ての喜びを持ち、こどもたちがバイオ・サイコ・ソーシャルにすくすくと発育していくことのできる社会を目指していきたいと思います。

微力ですけれども、皆さんと一緒に仕事をすることを大変楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いい申し上げます。

それでは、引き続きオンラインで谷口委員、お願いいいたします。

○谷口委員 ありがとうございます。

あしなが育英会の大学奨学生の谷口和花菜です。よろしくお願いいします。

私自身は、中学3年生のときに母親を亡くして、高校1年生のときには父親とも離別することになって、大学生の姉と2人で生活していた時期がありました。当時、すごく生活が困窮してしまった時期があったので、貧困世帯というか、当事者としての意見みたいなものをたくさん伝えていけたらなと思っています。

こどもの貧困についてとか環境についてたくさん考えていきたいなと思っていますので、これからよろしくお願いいします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、引き続きオンラインで有村委員、お願いいします。

○有村委員 ありがとうございます。

メンバーに加えていただきまして、ありがとうございます。

日本社会事業大学の有村と申します。ソーシャルワーカーを養成する大学の教員でございます。本日は次の予定の関係で、申し訳ありませんがリモートにて参加させていただきました。

日本にとって、こどもに関して一元的な議論ができるこども家庭庁ができたことは、画期的なことだと思います。私自身、児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約をよく見直すのですが、第2条の重みを今改めて感じているところです。差別の禁止と言われ

ますけれども、全てのこどもはこどもと書かれているのではないか、こども家庭庁にまさにふさわしいものなのかなと思います。

こどものウェルビーイング、自己実現について一生懸命考えていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○秋田会長 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、続きましてオンラインになります。石原委員、お願いいたします。

○石原委員 どうもありがとうございます。

女子栄養大学の石原でございます。

もともと産婦人科医であります。20年来、家族の形あるいは家族の在り方についてのフィールドワークをずっと続けてまいりました。このメンバーに加えていただきましたことを本当に心から御礼申し上げたいと思います。

今後、日本における家族の在り方を考えていく場所として、このこども家庭審議会というのは重要になってくると思います。微力ではございますが、少しでも貢献できれば思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして会場で大石委員、お願いいたします。

○大石委員 千葉大学の石原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の専門は労働経済学と社会保障でありまして、女性労働とこどもの保育や育児休業制度などとの関連、それから、こどもの貧困問題に関しましては特に母子世帯の問題について研究してまいりました。

こどもの貧困対策部会のほうにも入れていただいておりますけれども、所得面だけではなくて働く時間の問題との兼ね合いでは、時間面の貧困などについても、私の研究してきたことを含めながら、当事者の方々のお話なども伺いつつ、議論に少しでも貢献できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大竹委員、お願いいたします。

○大竹委員 立正大学の石原と申します。このたびはメンバーに入れていただきまして、誠にありがとうございます。

私の専門分野は子ども家庭福祉学となりますけれども、その中でも特にこれまでは児童養護施設や乳児院、里親などの要保護児童の社会的養護の在り方ということについて調査研究をしてきました。その後、20年前になりますけれども、我が子が小学校に入学したことをきっかけに、PTA活動をしていく中で、今まで要保護児童ということだったのですが、一般のこどもたちの育ちというところにもいろいろな課題もあるなと思ひまして、それからこどもの健全育成等に少し分野も広げて、近年では児童館の在り方というようところで調査研究に携わってきております。

これまでの活動の成果をこの審議会において幾らかでもお役に立てられれば幸いです。

っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、ちょっとお待ちください。

(小倉大臣入室)

○秋田会長 今、大臣がお越しになりました。

それでは、オンラインで大豆生田委員、お願いいたします。

○大豆生田委員 玉川大学の大豆生田です。よろしくお願いいたします。

私は乳幼児期の教育・保育あるいは子育て支援の質に関する実践研究を専門にしています。それから、保育者の養成もしております。

今回、こども家庭庁が生まれて、こどもまんなか社会に向けてこうやって動き出すこと、うれしく思います。こども基本法が動き出すことに関して、非常に大きな期待を持ちながら参画させていただいております。

私の場合、特に幼児期の保育のことが中心的なテーマになります。早い時期から長時間の保育を受ける子たちが多くなっていく中で、ますます保育の質ということが重要になってくると思います。こどもの育ちが保障されるためには、親が支えられることが大事なわけですが、改めてこどもの育ちそのものがますます充実していくこと、そのためにこども観や発達観の転換も含めて、今、大きな過渡期にあるのではないかと考えております。そんなことで、子育てに関わる人、関わらない人も含めて、みんなで子育てをしていく社会、そしてそこに保育が入ってくることに私なりに尽力できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして小野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員 小野善郎と申します。このたびは委員に加えていただきまして、ありがとうございます。

私、3月まで和歌山県精神保健福祉センターの所長をしておりましたけれども、今は退職して、今年は児童精神科のクリニックをこれから始めようということで、臨床に取り組んでいこうというところでございます。もともと児童精神科医として、こどもの様々なメンタルヘルスの問題、それから発達障害、知的障害について、診療、研究を行ってきました。そのキャリアの中で非常に長い期間、児童相談所の仕事をさせていただきました。平成2年から児童相談所の嘱託医、平成7年からは常勤医として12年ほど児童相談所の中で、児童虐待相談が増えてくる中でいろいろな問題に本当に手探りの状態で向き合ってきました。

こどもの精神の問題というのは、本当にこどもだけで完結するものではなくて、親、家庭、学校、地域など、診察室の中だけでは見えてこない問題も含めて見ていくことが非常に大事かと思っております。そういうことを児童福祉の領域で仕事をさせていただいて、本当に多くのことを学ばせていただいております。また、精神保健福祉センターに在職中は、保健



行政というところの中からも様々なことを経験させていただきました。

そのような今までの経験も生かしながら、こども施策が特にこれから目指していくものとしてこどものウェルビーイングに資するような、そんなこども施策の発展に少しでも寄与できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きましてオンラインで上鹿渡委員、お願いいたします。

○上鹿渡委員 ありがとうございます。

早稲田大学の上鹿渡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私も児童相談所で児童精神科医としての仕事の中で、社会的養護のこどもたちに多く関わるようになりました。その後、こども家庭福祉、児童福祉の専門も持つようになって、今、早稲田大学では子ども家庭福祉の教員として教育や研究、実践に従事しております。2016年以降、新しい社会的養育をどうつくっていくかということで、一番大変な状況に置かれてきたこどもたちの状況を改善するという国を挙げて取り組んできているところです。都道府県でもそういった動きが非常に活発になってきている中で、こども家庭庁ができて、審議会も立ち上がって、この動きがさらに広がっていくことを強く願っております。

こども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書の作成にも関わらせていただきましたが、その中に、「こどものためにだけではなく、こどもと共にという姿勢が求められる」という一文を加えていただきました。これは本当に大事なことで、これまでもこどものためにたくさんの大人が尽力してきたわけですが、こどもからすると本当にそれがよいものになっているかという、必ずしもそうではないことがたくさんあるように思います。こどもの声を聴き、それを反映し、しっかりと客観的な評価や検証も入れながら、「こどもと共に」というところにつなげる、こどものためにで終わらずに、「こどもと共に」つなげるというところを大事にして、皆さんと一緒に取り組んでいきたい思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きましてオンラインで倉石委員、お願いいたします。

○倉石委員 倉石でございます。

武庫川女子大学で児童家庭福祉を担当しております。主に児童家庭福祉士を養成するというところで働いておりまして、一昨年、昨年度はこども家庭ソーシャルワーカーの設立というか設置に携わらせていただいて、多くの勉強をさせていただきました。

また、私の専門領域は、市町村における子育て家庭支援、市町村ソーシャルワーク機能の強化ということは今後もテーマとして取り組んでいきたいと考えております。

この会に参加させていただきまして、本当にありがとうございます。微力ながら貢献できるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○秋田会長 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 ありがとうございます。

ジェンカレッジ代表の櫻井と申します。このたびはメンバーに加えていただき、ありがとうございます。

私は、特にジェンダーの部分でもややしたりとか、もっと社会がこうなったらいいのになと思う30歳未満の声を政策に反映するという活動をしております。あとは、もやもやしているだけではなくて、自分たちで動いていって社会を変えようということで、ユースの育成などもしております。若者といえども20代も後半になってきているので、若者枠というのも大丈夫かなと心配ではあるのですが、より多くの若者の声を聴いて、この場に来て政策に反映するということが微力ながらできたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○秋田会長 よろしく申し上げます。ぜひ、こども・若者の声をとと思います。ありがとうございます。

それでは、新保委員、お願いいたします。

○新保委員 神奈川県立保健福祉大学の新保と申します。

とてもいい雰囲気の中で第1回の審議会が開始したなというのを本当にうれしく思っています。隣の方から若いエネルギーをいただき、前のほうからも若いエネルギーをいただいて、とてもすてきなと思います。

今、頭に浮かんだのが、胎児が今いて、その胎児が50年、100年生きて、そのときに幸せだったなと心の底から思えるような、そんな社会をつかっていきたいなと思います。それに役立つような審議に皆さんたちと一緒に取り組みたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 どうぞよろしくお願いいたします。長期的な視点の大切さを教えていただきましてありがとうございます。

それでは、続きましてオンラインで鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 國學院大学の鈴木と申します。このたびはメンバーに加えていただき、ありがとうございました。

現在、大学で保育者養成、幼児教育・保育学を教えております。保育者養成に携わりながら、こどもの生活習慣に関心を持ってずっと研究を続けてまいりました。

3年前までは独立行政法人国立青少年教育振興機構というところにおりまして、青少年教育に携わっておりましたが、まさに生まれたときからずっと幼児期、そして青少年期ということで、こどもまんなかの社会が実現できるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、続きましてオンラインになります。砂上委員、お願いいたします。

○砂上委員 千葉大学の砂上と申します。よろしくお願いいたします。

大学では教育学部で幼稚園教諭・保育士の養成に携わらせていただいております。専門は保育学となります。本日、保育所で保育カウンセラーとして勤務してまいりました。子どもたちが弾けるような笑顔で遊んでおりました。そのような笑顔を守り育てる保育者の先生方お一人一人は、丁寧にひたむきに関わっておられました。保育・幼児教育の現場で、子ども、保護者が支えられ、また、それを支える保育者一人一人も笑顔で関われるような、そのような明るい未来に向けて皆様と考えていきたいと思っております。

分科会としましては、児童福祉文化分科会に属しております。幼い頃の絵本等の児童福祉文化財との豊かな経験は一生の財産になると考えます。そのような立場からも微力ながら務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○秋田会長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして田中委員、お願いをいたします。

○田中委員 皆さん、こんにちは。田中れいかと申します。

このたびは、この日本における子ども・若者の政策を考える大切な機会に参加させていただき、ありがとうございます。

私自身は、7歳から18歳までの11年間、東京都世田谷区にある児童養護施設で生活していた経験があり、そのことをきっかけに社会的養護と呼ばれる虐待や予期せぬ災害等で親元を離れて暮らす子どもたちの現状を知ってもらう活動をしています。

今回の会議もそうですが、どの会議でも社会的養護経験者、経験した当事者として参加をしています。ケアを離れてからは、今で9年、もうすぐ10年ほどたちます。より早いスピードで子どもたちの置かれている環境を改善していくためにも、私個人の話をこの場でお伝えするというよりは、櫻井さんと同様ですが、これまで出会ってきた子たち、本当に今困っている子たちの声をなるべく聴いて、皆さんにお届けできるよう心がけたいと思っております。

最後に、各分科会には社会的養護を経験した仲間たちが数多く参加する予定と聞いております。なので、分科会を超えた連携も意識して、今回参加していけたらと思います。よろしく願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きましてオンラインで土肥委員、お願いいたします。

○土肥委員 ありがとうございます。土肥です。

私は静岡県を中心に中高大学生の社会参画や政治参画、わかものまちなちというNPOを運営しております。これを大学1年生ぐらいの頃からずっと活動しているので、気づけばもう10年ぐらいずっと若者参画という分野に取り組んでいます。

元をたどると子若法の有識者会議のほうから参画をさせていただきまして、そして今回、子ども基本法ができて、すばらしい理念と、この前の報告書でも携わらせていただきましたけれども、すばらしい報告書ができたなと思っております。理念は理念のままで終わってしまうと意味がないので、実践にどういうふうに移していくか、そして地方自治体にどう

いうふうに生かしていくかということで、私自身も地方で活動していますので、自分自身も実践者としてこの会議に参画をしていきたいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして原田委員、お願いいたします。

○原田委員 よろしくお祈りいたします。

このたびはメンバーに加えていただき、ありがとうございます。

兵庫県の尼崎市でユースカウンスル事業Up to You!という団体に活動しています。若者がまちづくりに参画することや、社会の中で若者の影響力を高めるといった活動をしています。

簡単に生い立ちを言いますと、2歳のときに両親が離婚し、母子家庭になって生活保護を受けながら暮らしてきました。高校生ときには母親が精神疾患、鬱病と診断され、いわゆるヤングケアラーとして高校3年間を過ごしました。3年生のときに尼崎市にあるユースセンターやユースワーカーさん、そしてユースカウンスルに出会い、自分自身がこの思いとか意見をまちの中で言ってもいいのだ、まちづくりに参画してもいいのだ、そういうふうに思うことができました。

そうした都市の中で暮らしてきた経験であったり、今も関わっているこども・若者の声というものを、この審議会でも発信していきたいと思います。まずは僕たち大学生世代や若者世代が、この委員会からまんなかになって発信できるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして平野委員、お願いします。

○平野委員 物語を声で伝える語り部・かたりすと、そして大阪芸術大学で教授を務めております平野啓子と申します。

私はいろいろな世代の人を教えているのですが、こどもたちがどきどきわくわくとときめいて、あるとき目を輝かせ始める、そんな瞬間を見るのが大好きです。日頃からこどもたちが楽しいことや自分の好きなことを見つけて、それに夢中になり、自分で考えて、行動を起こして、自分なりの考えを見つけ出す、そしてそれが本人の生きがいや、今ここに自分があることの喜びになる社会になればいいなと思っています。そのために、多様化する社会の中で、こどもたちにどの段階で何に触れさせるのがよいのか、こどものためにという視点で、この審議会でも真剣に議論し、発言して、お役に立つことができればと思っています。

微力でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 改めまして、こちらに参画させていただきましてありがとうございます。ス

ルールで代表をしております堀江と申します。

今、胸がいっぱいになっているのですけれども、まず子ども家庭庁が発足されて、子どもまんなか社会というところで、こういった中に、委員の中に大学生だったりとか、20代の方がいらっしゃるという、いろいろな状況の方がいらっしゃるということ自体が本当に革命的なことだと思っていて、本当に小倉大臣のいろいろな活動の中でやってくださったところであったり、皆さんのお力があると思うのですけれども、まずこの場があるということに感動しております。

私自身は13年前から起業しております、企業様向けの女性活躍の研修コンサルティング、または大学生向けのキャリア教育の事業として子育て体験をしていくようなプログラムを行っております。親になる前教育ということを行ってまいりました。

ただ、やはり支援をしていく中ですごく感じるころは、若者の子育てに対するネガティブイメージの強さ、そして若者がこれから親になり、両立をしていくことについての両立不安というところがどんどん高まっているということです。これはコロナであったり生活困難な中でより深まっているということを感じています。

本当に異次元の少子化であるというのは、私自身が今、2歳のこどもの親なのですけれども、その現場で見ているとすごく感じているところで、本当に早急に手を打たないと間に合わないなということを感じています。若者が子育てに対してポジティブなイメージを持ち、産前産後のケアというところから、誰もが子育てサポートを受けながら、こどもが多くの人から愛され、そして多様な状況が受け入れられる、そういった社会をつくっていくための切れ目のない策というところがすごく重要になってくると思いますので、それに基づいた大綱や施策の方向性づくりを皆さんと一緒につくっていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田会長 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度はオンラインになります。前田委員、よろしくお願いいたします。

○前田委員 皆様、こんにちは。甲南大学の前田正子と申します。

この委員会に招いていただき、本当にありがとうございます。

私は、30年ほど前に自分の出産後、保育園にも入れないとか、孤立した育児で非常に苦しみまして、それをきっかけに少子化問題、子育て支援を研究するようになりました。その後、行政で子育て支援の仕事をするようになったのですけれども、こどもの育ちに応じてそれなりに数々の問題があり、小学生、中学生、高校生、大学生と問題があることを知りました。現在18歳で成人人口ですけれども、むしろちゃんと1人前に自立して生きていくようになるためには、20代後半から30代前半にかけても支援が必要だということを感じております。

また、こどもの居場所部会にも入らせていただくのですけれども、それらの行政の時代に経験いたしましたのは、高校を中退してしまったり、大学を辞めてしまった学生さんたちにつながる方法がないのです。現在かなりいろいろな支援や相談窓口ができていますので

すけれども、そういう情報が本当に必要な人に行かないです。第三の居場所ではないですけれども、困ったときに行ける場所、相談できる場所、安心できる、どんな状態でもいいから困ったときに頼ってもいいのだよというような場所ができれば、大人になることを恐れず大きくなっていけるのではないかなど。若者が大人になることを後押しするような社会にしていきたいと思っております。

どうぞ皆様、よろしく願い申し上げます。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、引き続きましてオンラインで松田委員、お願いいたします。

○松田委員 中京大の松田と申します。本会議に参加する機会をいただき光栄です。

私は、社会学の立場から少子化について研究をしております。出生率を回復させていく、この軌道に乗せることが今、非常に必要だと思います。そのためには、私の研究から、特定の立場の人だけが希望すれば結婚、出産できる社会ではなく、幅広い立場にある人が希望すれば子どもを産み育てやすくなっていく社会が必要だと思います。私の言葉でいくと総域的な少子化対策を推進する時期ではないでしょうか。

以上です。よろしく願います。

○秋田会長 どうもありがとうございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして村宮委員、お願いいたします。

○村宮委員 静岡大学3年の村宮汐莉と申します。このたびは委員に加えていただき、ありがとうございます。

これまで私はまちづくりの事業として、実際にフィールドに出て子どもたちと関わる地域教育ということを経験してきました。それらを踏まえた上で、子どもの学ぶ環境であったり、今後地域を担う子どもの育成について議論をしていけたらなと考えております。

学生ではありますが、子どもや若者と近い目線で議論に貢献していきたいと思っております。よろしく願います。

○秋田会長 よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして山縣然太朗委員、お願いいたします。

○山縣（然）委員 山縣でございます。

専門は公衆衛生で、臨床面では障害を持っている方々の医療を細々とやっております。

母子保健の国民健康づくり運動である健やか親子21や、今の成育基本法に基づく基本方針の指標やその評価といった点で、科学的エビデンスに基づいた子育てという点での研究をやっております。

地域では30年間ずっと子どもたちを追いかける調査をしたり、それから今、環境省のエコチル調査などもやっております。その三十数年の研究の中で、子どもの健康というものをライフコースの視点でしっかり考える、さっき100歳になったときと言われましたが、子どものステージというのをそこだけではなくて生涯を通じた視点で考える必要があるのだと思っております。そういう意味では、健康の社会決定要因がありますが、子どもたち

を含めた国民の健康は社会が本当に決めていくのだという視点が重要だと思います。この時点では、将来、希望がないとなかなか健康という点が持てないので、そういった意味でも、希望の持てる社会をつくるのが健康な社会をつくることだと思って、これからもこの中でいろいろと一緒に検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○秋田会長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、お二人目になるのですけれども、山縣文治委員、同じ苗字の方がお二人委員で参加してくださっております。山縣委員、お願ひいたします。

○山縣（文）委員 会長に気を遣わせて申し訳ありません。「じゃないほうの山縣」にならないように頑張ろうと思います。

先ほど櫻井委員が若者枠でいいのかとおっしゃいましたけれども、私は高齢者枠ではないかと。もうじき70歳になりますけれども、今回こういう機会を与えていただき、かつ、今日の会議で会長のほうから社会的養育・家庭支援部会と児童虐待防止対策部会のほうで活動しろという命をいただきましたので、頑張っていきたいと思ひます。

その部会の中身はさることながら、本会議では一言だけお話をさせていただきたいと思ひますが、恐らく10年後の日本の年間出生数は50万人台に入る可能性が非常に高いと思ひます。そうなってくると、地域によって子育て資源が本当になくなってくる。あまり今日は話に出ませんでしたけれども、私は今、過疎地の子育てということに非常に興味を持っています。千七百数十の市町村がありますけれども、現在、ほぼ3分の1、30%には公立幼稚園を含めて幼稚園が全くありません。1園だけのところを含めると5割を超えます。そんな状況下で子育てをどうしていくのか、すなわち保育所や認定こども園を中心にした子育て、それでも恐らく人口減の中でそれがもたなくなる社会がやってくる。そういうところも考えながら、いろいろな角度から意見を述べるのができたらなと思ひます。よろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今1巡、それぞれの委員の皆様が御挨拶、御紹介をいただいたのですけれども、本当に多様な立場、専門的なお立場、それから御自分の生きてきた経験そのものが、私どもにとって本当にいろいろな意味で共有し、考えていきたいと感じる様々な委員の皆様が御参加いただける審議会になることを大変ありがたく思っております。ぜひ、本音でこどもの目線を考えていく、これがこども基本法のできた意義とも関わってくるだろうと思ひますし、こども家庭庁という象徴的な庁ができ、小倉大臣のリードの下で私どもが何ができるのかを、一緒に考えてまいりたいと思ひます。

事務局のほうから紙をいただいております。1人当たりの発言が早く終わったら言い足りなかったことや質問を言ってもいいですよと、本来秋田は発言の時間はなかったのですが、私も今、勝手に話させていただいておりますけれども、ちょっと言い足りなかったなというような方がおられましたらお声をいただいたらと思ひますが、いかがでしょうか。

なかなかそのように言っても難しいかもしれませんね。私が1分というのをとても厳しく言ってしまったのが反省ですが、今後は有効に時間を使ってまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、6番、最後になりますけれども、小倉大臣から御挨拶をいただきますので、ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○秋田会長 それでは、小倉大臣、よろしくお願いいたします。

○小倉大臣 こども家庭庁担当大臣の小倉将信です。

まずはこのこども家庭審議会に、秋田会長はじめ、大変お忙しい中、委員の皆様方、御参加をいただきましてありがとうございます。本日は内閣委員会で法案審議がございましたもので、途中参加になりましたことをおわび申し上げたいと思います。

御案内のことかと思いますが、今月の1日にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されました。これまでこども家庭庁創設を待たずに、私自身がこどもまんなかフォーラムでこども・若者や子育て当事者などから意見を聴いたり、こども大綱の策定に向けた論点整理や、就学前のこどもの育ちの在り方、こどもの居場所づくりなどについて検討する会議に、私も時間の許す限りお邪魔をさせていただきました。そして本日、こども家庭庁の中核を成すこども家庭審議会の記念すべき第1回会合をここに迎えることができました。

この審議会では、こどもや若者、子育て当事者の視点に立った調査審議を進めていくことが必要でありますことから、学識者の方々に加えまして、大学生から30代の若者、子育て当事者の方々7名に委員として御参画をいただきました。堀江委員には画期的と評価をいただきましたが、恐らく政府の審議会の中でこれほどまでに多世代、そして様々なバックグラウンドを持つ方が集まった審議会はかつてなかったのではないかと思います。そういった中で、新保委員の言葉を借りれば大変和やかな中で第1回会合を迎えられたことを、私も大変誇らしく、うれしく思います。

こども家庭審議会は、こども家庭庁設置法に基づき、基本的な施策に関する重要事項等を調査審議し、内閣総理大臣や関係大臣、こども家庭庁長官に意見を述べる権限を持っています。また、諮問を受けて答申を行うのみならず、自らが必要と考える事項につきましては調査審議を行い、内閣総理大臣等に意見を述べるすることができます。

こども家庭庁の役割というのは、まずはこどもの最善の利益を第一に考え、こども政策の司令塔として政府内の縦割りを打破することになります。ぜひ、そういった役割をこども家庭庁が全うできるように、こども家庭審議会の委員の皆様方に御助力をいただきたいと思います。そして、そのためのアプローチとして重要なのは、児童権利条約にも述べられておりますように、こどもや若者の意見を正面から受け止め、そしてそれを政策に反映するという点であります。実際にこれから私どもとしては「こども若者★いけんぷらす」という事業を始め、これまでになかった規模とやり方でこどもや若者の意見をしっかり集



約をし、フィードバックをする予定でありますので、そこで我々が聴いた話、実現できたことをしっかりこども家庭審議会の委員の皆様方にも御報告を申し上げたいと思います。

また、もう一つ重要なのは、エビデンスに基づいてしっかり政策を進めるということです。私自身も、こども家庭庁の発足を待たずに参加をしまいいりましたそれぞれの会議における先生方の議論を聞いて思いますのは、これまでのこどもや子育てに関する社会通念と、先生方がこれまで得られてきた様々なエビデンスや科学的知見、専門的な知識とを比べると、必ずしもこれまでの社会通念がこどもや子育てのためにならないということも多々ございました。そういう意味では、しっかりエビデンスに基づいて先生方の知見を集め、違うことであれば違うとしっかり言うのもこども家庭庁の役割だと思っておりますので、ぜひその点についてもこども家庭審議会の委員の皆様方にお力添えをいただければと思います。

今、私が申し上げたことを着実にこれまでも準備室の下で取り組んでまいりました。これからこども家庭庁の下でしっかりさらに前に進めれば、社会が変わるということは私としても確信を持っておりますし、何よりもこどもや若者、子育て当事者自身が、これで社会が変わってくれるだろうと期待を持ってくれるのは間違いないと思います。そういう意味では、こども家庭庁としては、これからの日本社会を変えていって、こどもや若い人たち、子育て当事者が未来に向かって明るく前に進めるような社会にしたいと思っておりますので、どうか委員の皆様方におかれましてはこういった観点に立って、今後の調査審議に当たりまして、こどもまんなか社会の実現に向けて活発に御議論をいただきますようよろしくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○秋田会長 小倉大臣、本当に第1回にふさわしい、私たちの未来を照らしてくださるような画期的な言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。オンラインの皆様もありがとうございました。